十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十一号まで、第二十号、第二十一号及び第二十七号から第三十九号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十八号及び第三十九号並びに第九条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）						
（削る）						
第十二条第八号から第十九号まで及び第二十一号並びに第十四条第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号及び第十三号については、国立公園に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第十三条第十二号から第十九号まで、第二十二号から第二十六号まで、第三十八号及び第三十九号並びに第十四条第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事務（第十三条第三十八号及び第三十九号並びに第十四条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

八号から第二十一号まで、第八条第一号から第十一号まで、第二十号、第二十一号及び第二十七号から第三十九号まで並びに第九条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第七条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第九条第八号については国立公園に係るものを、第八条第三十八号及び第三十九号並びに第九条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第九条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）						
第六条の二第一項第四号に掲げる事務	福島地方環境事務所					
第七条第八号から第十九号まで及び第二十一号並びに第九条第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務（第七条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第九条第八号については、国立公園に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第八条第十二号から第十九号まで、第二十二号から第二十六号まで、第三十八号及び第三十九号並びに第九条第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事務（第八条第三十八号及び第三十九号並びに第九条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	岩手県及び宮城県内の区域					